

平成 22 年 5 月 24 日現在

研究種目：若手研究（B）
研究期間：2008～2009
課題番号：20730222
研究課題名（和文） 国際条約の経済分析：理論と実証
研究課題名（英文） Economic Analysis of International Conventions: Theoretical and Empirical Studies
研究代表者
座主 祥伸（ZASU Yoshinobu）
早稲田大学・高等研究所・助教
研究者番号：40403216

## 研究成果の概要（和文）：

国際的な起草機関である UNIDROIT は、国際取引に関する条約を過去に起草しているが、多くの条約は締約国を多く獲得できずにいる。その中で航空機ファイナンスに関するケープタウン条約は、例外的な成功を収めているように見える。その理由を理論的に考察したのが、論文 1、2 である。研究の後半期には、起草機関の条約データを用い、どのような条約がどのような国によって批准されているのかを実証的に考察した。

## 研究成果の概要（英文）：

UNIDROIT provided some international conventions or treaties on international transactions, but most conventions acquires small number of contracting states. The Cape Town Convention on aircraft financing seems to be exceptionally successful. Paper 1 and 2 deals with the reason why the Convention obtains relatively many contracting states. In the second half of the research term, I used the data from the UNIDROIT and made empirical studies on legal specificity.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
20年度	900,000	270,000	1,170,000
21年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,400,000	420,000	1,820,000

研究分野：経済政策

科研費の分科・細目：経済政策

キーワード：国際条約、法と経済学、法と金融、法の起源

## 1. 研究開始当初の背景

事業に対する国を越えた外部ファイナンスは、資金に乏しい途上国・新興国だけではな

く多くの国々にとって利益をもたらす。このようなファイナンス契約の履行を保障するためには、国家・裁判所による保護（当事者の契

約の遵守)が必要となる。

しかしながら、当該国の破産法が債務者保護の程度が強い場合や裁判所の裁量が非常に大きい場合には、たとえ事前に担保権を設定することによって債務不履行のリスクを織り込んでおいたとしても、世論や政策的判断により当事者の契約が行政当局や(独立性の弱い)裁判所によって覆される可能性がある。このような法的リスクが存在する場合には、事業者が外部より資金を調達しようと考えても、投資家にとっては二の足を踏まざるを得ない。これは法的あるいは当該国特有のリスクの存在によって、適切な程度の投資が行われていないという信用割当が生じる可能性があることを意味する。

法制度の違い(法的リスクの違い)によって、各国の資本市場の分析を行ったものにLa Porta et al. (1997, J. Finance) やLa Porta et al. (1998, JPE) がある。これらによると、英米法系の国は大陸法系の国に比べ投資家保護の程度は大きい傾向が示されている。その結果、英米法体系の国は大陸法体系の国に比べ、規模や取引範囲双方において資本市場が発達していることが分析されている。

この結果は、英米法体系の国の方が大陸法体系の国に比べ、裁判所や行政当局による事後的な裁量の入る余地が少ないため、投資家保護の程度が大きく、より外部ファイナンスを促進していると考えられる。他方、債務不履行時において大陸法の国は、債務者寄りの破産法や「弱者保護」を理由とする他の国内債権者(労働者等)の保護等の事後の政策的判断によって、債権者(投資家)保護の程度は低くなる。これは、このような国において、信用割当が生じている可能性があることを意味している。

信用割当に関する多くのモデルは、Laffont and Martimort (2002, The theory of incentives)や

Tirole (2006, The theory of corporate finance) にあるような情報の非対称性による事業者のモラル・ハザードを基本としている。これは制度的要素を所与として、当事者(投資家と事業者)のエージェンシーの問題に焦点を当てているからである。Tirole (2003, AER) はこれに加えて、政府による投資促進政策にコミットメントがある場合とない場合について比較し、コミットメントがない場合には政府の時間非整合性の問題が生じること考察している。この理由は事前での最適な判断が事後での最適な判断と一致しないことにある。これは言わば、政府のモラル・ハザードであるといえる。

この政府による裁量的な行動は、法的リスクやカントリー・リスクとして理解でき、このようにリスクが大きい場合、投資家は資金提供を行わない。海外投資家の場合、単に国内投資家と比べて保護の程度の低いだけでなく、相手国側の法制度に関する知識や行政当局の事情等に関して情報不利な状況のため、このような法的・カントリー・リスクはより大きいものとなる。

国際的なファイナンス契約の場合には、このような法的リスクを低減するための仕組みとして、関連する法の国家間の統一(条約)が望まれる。国際条約は、経済学の枠組みにおいて、先述の時間非整合性の問題を緩和する手段として考えることができる。このような条約は、資金提供を求める事業者とよりリスクの少ない事業への資金提供を行いたい投資家にとっては望ましいものであり、「産業界からの要請」として理解できる。

このように産業界にとって望まれる条約は、潜在的締約国にとっては必ずしも歓迎されるものではない。それは、英米法 (common law) 体系の国と大陸法 (civil law) 体系の国の間での違い等の各国間での法体系・法政策の違いが大きい理由にある。法体系の違いにより、例えば、条約が英米法寄りに作成されると大陸法の国は、各国の法政策上受け入れ難い場合が多い(条約に対する「潜在的締約国の要請」の存在)。このような各国ごとの法制度や法政策の違いから、「産業界の要請」を満たしていた条約内容が条約作成過程において、それを望まない「潜在的締約国の要請」によってその内容が変更させられる可能性がある。「産業界の要請」は、必ずしも「潜在的締約国の要請」を満たすわけではない。これら二つの要請を同時に満たすことは、むしろ非常に困難であることを過去の条約や統一法の経験は物語っている。

## 2. 研究の目的

本研究では、主に次の三つの問題に焦点を当てる。

- (1) .「なぜ多くの条約 (国際的な法の統一) が失敗するのか？」
- (2) .「なぜ (不動産への担保権に関する) ケープタウン条約は成功したのか？」
- (3) . 国際取引に関する条約作成機関である UNIDROIT や UNCITRAL が起草した条約を利用して、
  - ・どのような特徴をもった国がより批准する傾向があるのか？
  - ・どのような特徴をもった条約がより締約国を獲得するのか？という点に焦点を当て、国際条約批准の決定要因の考察を試みる。

問題1と問題2は密接に関連する。条約作成に関して産業界 (ファイナンス契約をする当事者) の要請と条約の潜在的締約国の要請を同時に満たすことが多くの場合、非常に困難であることが関連している。これは、これら二つの要請が条約作成に関してトレード・オフの関係になっていることを意味している。

問題1への解決方法として、ケープタウン条約がどのような方法で国際条約作成上の困難を乗り越えたのかについて、より法学的なアプローチによる分析とより経済学的なアプローチによる分析をそれぞれ行う。

問題3では、国際条約を題材に、国際条約批准がどのような要因によって決まるかを実証的に試みる。これによって、法と経済学の文献における法律作成 (legal rule-making) に関する理論的研究 (参考 Ehrlich and Posner 1974; Kaplow 1992; Fon and Parisi 2007) とどの程度整合的であるかを考察する。

## 3. 研究の方法

問題1と2では、条約内容について次の二つの視点から考察する。一つは、明確な内容のルール型なのか、それとも各国に多くの解釈を委ねる裁量型なのかという点である。二つ目は、ルールの複雑さの程度である。法の複雑さの程度が高まるほど、法の内容がより明確になり当事者にとって予測可能性の高いものとなる。一方複雑な法は、事前には当事者にとってその内容の理解が困難となること、事後的には裁判所が適用する場合にはより費用を要する。法のこれらの特徴を考慮しつつ、国際ファイナンスを促進するための条約に必要な条件・環境を明らかにしていく。

本研究で想定するモデルの主な当事者は、投

資家・事業者・潜在的締約国（複数）・条約作成機関である。産業界の分析として、投資家・事業者のファイナンス契約を契約理論のモデルをもとに考察する。このファイナンス契約は条約内容がルール型なのか裁量型なのか、また条約内容の複雑さの度合いに影響を受ける。同様に、潜在的締約国が条約を受け入れるかどうかは、その国の法環境（英米法体系か大陸法体系か）・経済環境（債権者が多いか、あるいは債務者が多いか等）という各国の要素とともに、先述の条約の内容によって決まる。これらの要素を考慮に入れて、条約起草機関が産業界の要請や潜在的締約国の政策的要請にこたえることを目標に条約内容を決定するモデルを考察する。

問題3に関しては、この文脈において、理論的な先行研究から得られる重要な点は、各国の既存のルールと条約法の内容との差異がある場合、それらのコーディネーションに関するコストがかかる点である。この点、LLSVから導かれる一つの含意として、同じ legal origin に属する国は同じ程度のルールをもつ傾向にあるため、同じ legal origin に属する国であれば、同じように条約に批准する可能性が考えられる。

理論的には、条約内容がよりスタンダード型（より一般的な記述）であれば、各国既存法との対立は避け易いことから批准数を増やす効果があると予想できる。一方、よりスタンダード型であることは、条約内容をより曖昧にし、条約が本来期待していた効果を得ることができないかもしれない。その結果、スタンダード型の条約は少ない批准数しか得られない。この対立する仮説を、実証分析によって確認する。これは、法と経済学における「ルール対スタンダード」の文

献に、国際条約の批准を題材として貢献できると思われる。

#### 4. 研究成果

論文(1)では、産業界の利益と潜在的締約国の利益との間で衝突があり、多くの条約ではこれらの利害対立を解決できなかったことが低い締約国数の結果になっていることを説明し、ケーブタウン条約がどのように法的にこの対立を乗り越える仕組みを構築したのかについて考察した。

ワーキングペーパー(1)では、論文(1)とは異なる視点からのアプローチを試みた。国際条約には国内法とは異なり強制力が働かないために、条約に批准したからといって、締約国が条約内容を守るとは限らない。ケーブタウン条約はこのような問題に対処するために、条約内部に締約国が条約内容にコミットさせるメカニズム (reporting system) をもっていることを指摘した。このメカニズムによって、時間非整合性の問題に苦しむ潜在的締約国自体が条約に批准するインセンティブが高まることになる。

ワーキングペーパー(2)では、UNIDROIT が起草している条約のデータを用いて、法の特定性が条約批准に与える影響を考察した。この「法の特定性」は条約がよりルール的なのかスタンダード的傾向をもつのか計る指標である。法の特定性が高いほど、条約批准確率が高いことを見た。加えて、コモンローの国とシビルローの国では、条約批准の態度は異なる。法の特定性がある閾値を超えている場合には、コモンローの国の方がより条約批准確率は高い。反対に、法の特定性がある閾値以下の場合には、シビルローの国の方がより

条約批准確率は高い。「ルール対スタンダード」の文献に実証研究がほとんどないため、この分野での貢献が大きいことが期待できる。この論文は、追加的な学会報告を経て、査読付国際誌に投稿を計画している。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

論文(1) Ikumi Sato and Yoshinobu Zasu.  
“Beyond the Conflict of Interests: Lesson from the Cape Town Convention” *Asian Journal of Law and Economics*(近刊) 査読有.

〔学会発表〕(計 4 件)

- (1) 法と経済学会2009年度全国大会 (於熊本大学) 2009年7月 (論文3) 報告者:座主祥伸
- (2) Asian Law and Economic Association Annual Meeting (於 Kyung Hee University at Seoul) 2009年6月 (論文1) 報告者:佐藤育巳
- (3) Asian Law and Economic Association Annual Meeting (於九州大学) 2008年9月 (論文2) 報告者:座主祥伸
- (4) 法と経済学会2008年度全国大会 (於東京工業大学) 2008年7月 (論文2) 報告者:座主祥伸

〔その他〕

ワーキングペーパー (計 2 件)  
ワーキングペーパー(1) Yoshinobu Zasu and Ikumi Sato. “Providing Credibility: Explaining Effective Devices of the Cape Town Convention” (改訂要求につき、再投稿準備中)

ワーキングペーパー(2) Yoshinobu Zasu. “Legal Specificity: Lesson from Adoption of UNIDROIT Conventions”

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

座主 祥伸 (ZASU Yoshinobu)  
早稲田大学・高等研究所・助教  
研究者番号: 40403216